

<転居費用補助>

住居確保給付金のしおり

世帯員の減少、離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金（転居費用補助）のご案内～

令和8年（2026年）4月

転居費用補助とは

世帯員の死亡、転出等又は離職、休業等により経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失するおそれがあり、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある方を対象に転居費用を支給し、より安定した生活環境の実現に向けた支援を行います。

支給額：転居に要する費用のうち、支給対象となる経費。ただし、転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額を上限とする。

1人	2人	3人～5人	6人	7人以上
126,000円	150,000円	165,000円	177,000円	198,000円

（豊中市内に転居する場合の上限額）

支給方法：不動産業者等への代理納付

転居費用補助を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、転出等又は離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である。
- ③ 申請日の属する月において、主たる生計維持者である。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が次の表の収入基準額以下である（収入には、公的給付を含む）

世帯人数	基準額	収入基準額	収入基準額（上限額）
1人	8.4万円	+ 家賃額（ただし地域ごとに設定された住宅扶助基準額が上限）	12.6万円
2人	13万円		18万円
3人	17.2万円		22.7万円
4人	21.4万円		26.9万円
5人	25.5万円		31万円

※家賃額は、賃貸借契約書に記載された実際の家賃額（共益費、駐車場代、光熱水費等を除く）をいう。また、申請者が持ち家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合（以下「持ち家等の場合」という。）は、その住居の維持又は確保に要する費用の額とする。

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
金融資産	50.4万円	78万円	100万円	100万円	100万円

※金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託等をいう。

- ⑥ 家計改善のため、次のイ又はロに掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であること（持ち家等の場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額と比較する。）

- イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。
- ロ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃額は増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと。

転居費用補助の対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none"> ・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用 <ul style="list-style-type: none"> イ) 礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料 ロ) 鍵交換費用 ・ハウスクリーニングなどの原状回復費(転居前の住宅に係る費用を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷金(*) ・契約時に払う家賃(前家賃) ・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

*敷金については、申請者本人に返還される可能性があるため、対象外としている。

さらに初期費用や生活費が必要な方は

- ① 「初期費用」のうち、支給対象外の契約時に支払う家賃(前家賃)への対応が困難な方は、転居費用補助の申請に併せ、家賃補助の申請をすることができます。支給要件等については、住居確保給付金(家賃補助)のしおりをご参照ください。
- ② 「初期費用」のうち、転居費用補助の自己負担分や支給対象外の契約時に支払う家賃(前家賃)への対応が困難な方や、当面の生活費が必要な方は、①のほか、豊中市社会福祉協議会の「生活福祉資金(総合支援資金)」を活用することができます。

※ 生活福祉資金(総合支援資金)

継続的な生活相談・支援(就労支援等)と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

1) 住宅入居費：40万円以内

2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内(単身/15万円以内)
原則3か月 最長1年間

3) 一時生活再建費：60万円以内

※ 貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年1.5%

転居費用補助までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、転居費用補助を受給するまでの間の生活費が必要な方は、豊中市社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付を活用することができます。

- ※ 臨時特例つなぎ資金貸付
公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付
(10万円以内)
- ※ 貸付利子：無利子、連帯保証人不要

転居費用補助の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書、住居確保給付金申請時確認書
- ② 本人確認書類（次のいずれか。ただし、顔写真の無い証明書の場合は2種類必要）
運転免許証、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、
戸籍謄本、個人番号カード等
※個人番号カード（マイナンバーカード）の場合、個人番号部分のコピーは不要です。
- ③ 世帯収入額が申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類
（世帯収入額が著しく減少した月とその前月の収入額計算表及びそれを証する給与明細、預貯金通帳等の写し）
- ④ 世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する者が死亡、転出等、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類（住民票の除票、離職票、雇用保険受給資格者証、健康保険資格喪失証明書、廃業届等の写し）
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のうち収入がある方について、申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の名義人を記載した表紙及び収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は「振込通知書」か「年金証書」、その他各種福祉手帳等
- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融機関の通帳等の写し、NISA口座、その他の証券会社の口座の残高証明書等
※豊中市から資産又は収入の状況につき、銀行、信託会社その他の機関もしくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求める場合があります。
- ⑦ 賃貸住宅に居住している場合は賃貸借契約書、持ち家の場合はその居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類、住居を持たない場合はその居住の

確保に要する費用の月額を確認できる書類の写し

- ⑧ 家計改善支援事業を実施している豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンターにおいて転居の必要性やその費用の捻出が困難であることを確認した要転居証明書

転居費用補助の申請から支給まで

◆ 転居費用補助の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を豊中市社会福祉協議会に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配付されます。
- 転居費用補助の支給までの生活費が必要な方は、豊中市社会福祉協議会に、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- 申請者は、暮らし再建パーソナルサポートセンターから示された家賃額をおおよそその目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。
- 「初期費用」について、豊中市社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えてください。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産仲介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。
* 初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等の日程については、支給の審査や支給に要する期間を考慮して決定する必要がありますので、必ず事前に豊中市社会福祉協議会の確認を受けてください。

◆ 転居費用補助に係る確認書類の提出

- 不動産仲介業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、豊中市社会福祉協議会に提出してください。
- 初期費用の他に家財の運搬等転居に要する費用が見込まれる場合は、その額及び内訳が確認できる書類を提出してください。

◆ 家賃補助の支給申請

- 初期費用のうち転居費用補助の支給対象外の契約時に支払う家賃（前家賃）への対応が困難な方で、家賃補助の支給要件に合致する方は、豊中市社会福祉協議会に家賃補助の支給を申請することができます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 初期費用のうち、転居費用補助の自己負担分や支給対象外の敷金、契約時に支払う家賃（前家賃）を用意することが困難な方は、豊中市社会福祉協議会に総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入れ申込みが可能です。

- 住宅入居費のほか、当面の生活費が必要な方は、豊中市社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ 転居費用補助の支給・不支給の決定

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給決定通知書」の交付に併せ、「住居確保報告書」の用紙が配布されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

◆ 賃貸借契約の締結

- 受給者は、「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金決定通知書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入れ申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入れ申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを豊中市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産仲介業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 受給者は、事前に豊中市社会福祉協議会の確認を受けた日程に基づき、不動産仲介業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- 入居後速やかに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の支給

- 既に「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票」を添付して、「住居確保報告書」を豊中市社会福祉協議会に提出してください。その際、転居費用補助が受給者の口座に支給されたときは、受給者が実際に支払った金額を確認できる書類（領収書等）を添付してください。
- 転居費用補助のうち、初期費用分については、豊中市から不動産仲介業者等へ直接振り込まれます。ただし、クレジットカードや納付書により支払う必要がある場合は、受給者の口座に支給します。
- 転居費用補助のうち、家財の運搬等初期費用以外の費用に係る金額については、運送事業者又は受給者の口座に支給します。

支給額を変更する場合があります

◆ 転居費用補助の一部返還

- 転居に要する費用の実際の支出額が、支給された転居費用補助の額を下回っていた場合は、支給額を変更し、受給者から差額の返還を求めます。

◆ 転居費用補助の追加支給

- 転居に要する費用の実際の支出額が、支給された転居費用補助の額を上回っていた場合

であって、当該支出額が支給額の上限額以内であり、かつ、社会通念上妥当な範囲内であるときは、支給額を変更し、その差額を追加支給することができます。

- 支給額の変更の申請は、受給者が「住居確保給付金変更支給申請書」を豊中市社会福祉協議会に提出することにより行います。

転居費用補助の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人1回の支給です。
- ◆ 受給者が転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、世帯員の転出等又は受給者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等(本人の責に帰すべき理由又は都合によるものを除く。)により世帯収入が著しく減少し、かつ、いずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、支給要件に該当する場合は、再度支給を受けることができます。

転居費用補助を徴収する場合があります

- ◆ 転居費用補助の支給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について豊中市が徴収します。

※ その他ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

—申請受付窓口・支給決定後の面談等の支援—

くらし再建パーソナルサポートセンター（くらしかん）



阪急豊中駅から南へ 700m
阪急バス「北桜塚」または「豊中市役所北」から 100m

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1
生活情報センターくらしかん 2 階
電話：06-6858-5075

お問い合わせ先

豊中市（市民協働部くらし支援課）
豊中市北桜塚 2-2-1（くらしかん内）
電話：06-6858-5075
jutakuteate2@city.toyonaka.osaka.jp